

特勤手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月13日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第5号

特勤手当等に関する規則及び単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

(特勤手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特勤手当等に関する規則(昭和46年岩手県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 条例第30条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日において、次に掲げる者であった者とする。 (1)～(4) [略] (5) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第2項</u> に規定する <u>特定独立行政法人</u> の職員 (6) [略] 2～5 [略]	第5条 条例第30条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)の前日において、次に掲げる者であった者とする。 (1)～(4) [略] (5) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第4項</u> に規定する <u>行政執行法人</u> の職員 (6) [略] 2～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第2条 単身赴任手当に関する規則(平成2年岩手県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(権衡職員の範囲等) 第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(6) [略] (7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第2項</u> に規定する <u>特定独立行政法人</u> の職員 (8)・(9) [略] 2・3 [略]	(権衡職員の範囲等) 第5条 給与条例第29条の2第3項及び給与等条例第24条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(6) [略] (7) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) <u>第2条第4項</u> に規定する <u>行政執行法人</u> の職員 (8)・(9) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。